

認知症対応型通所介護(介護予防認知症対応型通所介護)

1 事業概要

認知症の要介護者又は要支援者が特別養護老人ホーム等やデイサービスセンターに通い、入浴・食事の提供とその介護、生活等についての相談・助言、健康状態確認等の日常生活の世話と機能訓練を行うサービス

2 人員、設備基準の概要

(1) 単独型及び併設型

単独型指定認知症対応型通所介護は、社会福祉施設等（特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、その他社会福祉法（昭和26年法律第45条）第62条第1項に規定する社会福祉施設、又は特定施設）に併設されていない事業所において行われるサービス

併設型指定認知症対応型通所介護は、上記の社会福祉施設等に併設されている事業所において行われるサービス

ア 定 員            利用定員は単位ごとに12人以下

イ 人員基準

職 種	員 数 ・ 資 格	
生活相談員	提供日ごとに、単位数に関わらず、指定認知症対応型通所介護の提供を行う時間数（提供時間数 <sup>*1</sup> ）に応じて専従1人以上 <b>【資格】</b> ◇ 社会福祉主事任用資格、社会福祉士、精神保健福祉士又は同等以上の能力を有すると認められる者 <sup>*2</sup> ◇ 社会福祉施設等に勤務したことのある者で、実績等から利用者の生活の向上を図るため適切な相談、援助等を行う能力を有すると認められる者	うち1人以上は常勤
看護師若しくは准看護師又は介護職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 単位ごとに専従1人以上（提供時間帯を通じて専従する必要はないが、当該事業所と密接かつ適切な連携を図っていること）</li> <li>・ 上記専従1人以上とは別に、提供時間数に応じて専従1人以上</li> <li>・ 単位ごとに提供時間帯を通じて常時1人以上従事</li> </ul> ※ 利用者の処遇に支障がない場合、他の単位の看護・介護職員として従事可	
機能訓練指導員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1人以上</li> <li>・ 当該事業所の他の職務に従事することができる</li> </ul> <b>【資格】</b> 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧士の資格を有する者、一定の実務経験を有するはり師、きゅう師	
管 理 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常勤専従1人</li> <li>・ 認知症対応型サービス事業管理者研修を修了していること（ただし、管理者交代時には新たな管理者が研修を修了することが確実に見込まれる場合は当該管理者が研修を修了していない場合であっても差し支えない）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 次の①または②の該当者は既に必要な研修を修了した者とみなされる。</li> <li>① 平成18年3月31日までに、認知症介護実践研修（実践者研修）又は基礎課程を修了した者であって、平成18年3月31日に、現に特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の管理者の職務に従事していた者</li> <li>② 指定認知症対応型共同生活介護事業所の管理者については、①の他、認知症高齢者グループホーム管理者研修を修了した者</li> </ul> </li> </ul> ※ 管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務、又は同一敷地内の他の事業所・施設の職務に従事可	

\*1 サービス提供開始時刻から終了時刻まで（サービス提供されていない時間帯を除く）

※2 ①介護支援専門員，②介護福祉士，③社会福祉施設等に勤務したことがある者で，実績等から利用者の生活の向上を図るため適切な相談，援助等を行う能力を有すると法人が証明した者

#### ウ 設備基準

設 備	面 積 等
食 堂 及 び 機 能 訓 練 室	①合計面積が利用定員×3 m <sup>2</sup> 以上 ②食事の提供，機能訓練に支障がない場合は，食堂及び機能訓練室が同一の場所でも可
相 談 室	遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしない配慮
静 養 室	
事 務 室	
その他必要な設備及び備品	
消火設備その他の非常災害に際して必要な設備（消防法等に定められた設備）	

※ 狭隘な部屋を多数設置することにより面積を確保することは不可。ただし，効果的な指定認知症対応型通所介護の提供が期待される場合はこの限りではない。

#### (2) 共用型

共用型指定認知症対応型通所介護は，介護サービスの指定又は許可を初めて受けた日から起算して3年以上経過している指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所の居間又は食堂，指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設の食堂又は共同生活室において行われるサービス

#### ア 定 員

共同生活住居・施設ごとに1日当たり3人以下（ユニット型地域密着型介護老人福祉施設の場合は，1ユニット当たりユニットの入居者と合わせて12人以下）

#### イ 人員基準

職 種	員 数 ・ 資 格
従 業 者 の 員 数	当該事業所・施設の利用者（入居者又は入所者）の数と共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の合計数について，当該事業所・施設の人員基準を満たすために必要な数
管 理 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常勤専従1人</li> <li>・ 認知症対応型サービス事業管理者研修を修了していること（ただし，管理者の変更の届出を行う場合について，管理者が研修を修了することが確実に見込まれるときは研修を修了していない場合であっても差し支えない）</li> </ul> <p>※ 管理上支障がない場合，当該事業所の他の職務，本体事業所等の職務，又は同一敷地内の他の事業所・施設の職務に従事可</p>

### 3 宿泊サービスを提供する場合

※ 通所介護サービスを参照